

会津若松市入札等に関する有識者会議（令和3年度第1回） 議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

抽出担当の鳥海委員より、令和2年12月から令和3年3月までの発注工事から制限付一般競争入札案件3件について抽出した旨、その理由を含めて説明。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 城前団地更新住宅第3棟新築工事（設計施工：建設部建築住宅課）の入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料1）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 低入札価格調査について説明願います。	○ 総合評価落札方式については、価格と価格以外の要素により落札者を決定する方式であり、その性質上、最低制限価格制度を採用できないこととなっている。そうした中で、低入札価格調査制度では、一定金額を下回った金額での入札についてヒアリング調査を行い、求められる水準の品質を確保することができるか確認をした上で落札決定をしている。
② 以前の会議でも説明いただいたかもしれませんが、再度、入札結果の内訳の小計不一致についてご説明ください。	○ 工事の入札では、入札契約適正化法により工事費内訳書の添付と発注者によるその確認が義務付けられている。工事の開札後に行う事後審査の中で工事費内訳書の内訳の計算が誤っている場合、当該入札を無効としている。なお、こうした取扱いについては、福島市、郡山市、いわき市も同様の取扱いとしている旨、確認している。

<p>③ この入札では、失格となっている応札者がいる。低入札調査価格と失格基準価格の関係について教えてください。</p> <p>④ 失格になっている応札者については点数をつける必要がないと思ったのですがその辺りどう見たら良いのでしょうか。</p> <p>⑤ そもそも総合評価で（低入札）価格調査があるのは品質が確保できるかどうかを確認するという事なので、失格基準を設けること自体が総合評価を否定するような微妙な部分があると思いますが、現状は理解しました。</p> <p>⑥ 技術審査会というのはどのようなメンバーか。</p> <p>⑦ 技術審査会では、一定の基準に基づいて判断されていると思いますが、その基準は公表されていますか。</p>	<p>○ 入札価格が安ければどこまでも安いほどいいのかという議論があり、工事の品質を担保するため、低入札価格調査制度のもとでは、前段で説明した低入札価格調査の基準価格を設定することに加えて、自動失格となる失格基準価格というものを設けているところ。</p> <p>○ 時系列として価格以外の評価、技術提案書等の評価点については、開催日前に技術審査会を開催して決定している。その後、開札日に電子入札システムで開札し、各応札者の入札価格がわかるので、その金額を加味して最終的に落札候補者を決定している。</p> <p>○ 福島県会津若松建設事務所の職員である学識経験者の方3名、庁内の工事関係課の課長が8名、契約検査課長の合計12名で構成している。</p> <p>○ 審査基準及び配点については、技術審査会の各委員の確認を得た上で、入札公告の際に公表している。</p>
---	---

<p>⑧ 応札した4者のうち2者が内訳書の小計誤りというのは何かシステム上わかりにくい部分があるのではないですか。</p> <p>⑨ 1者失格で2者無効というのは残念な結果だったと思います。</p> <p>⑩ 応札する建設業者に対して十分に指導されたい。</p>	<p>○ 本市においては、適正な積算がなされるよう、入札時に工事費内訳書を提出いただいているが、当該内訳書において詳細な費目毎の内訳や小計の記載を求めており、誤りが生じていると考えている。</p>
---	--

○No.2 更新住宅城前団地第3棟給排水衛生設備工事（設計施工：財務部公共施設管理課）の入札契約状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局より説明（資料2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① この工事には地域要件として準市内業者が入っており、次の抽出案件には（準市内業者は）含まれていませんが、その理由を示せ。</p>	<p>○ 本市発注工事の地域要件については、市建設工事発注基準に定めている。</p> <p>本工事は、基準上、予定価格3,000万円以上の管工事に該当し、工事の品質を確保するため、入札参加者を資格総合点数710点以上の事業者に限定している。</p> <p>その結果、対象となる事業者が限られることから、地域要件の枠を拡大し、市内業者のみでなく、準市内業者まで間口を広げ、競争性の確保を図っている。</p>
<p>② 準市内業者の範囲はどこまでか。</p>	<p>○ 市内に本社・本店のある事業者を「市内業者」、市内に支店又は営業所を設け、その支店長、営業所長等に契約権限を委任している事業者を「準市内業者」と分類している。</p>

○No.3 行仁コミュニティセンター駐車場舗装工事（設計施工：建設部道路課）

入札状況（入札参加資格、入札結果等）について事務局より説明（資料4等）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
① 電子入札は、パソコンで入力して（入札書を）送るとのことだと思のですが、開札日までそれを寝かせているというイメージでよろしいか。	○ 本市の電子入札システムはダイレクト入札というシステムであり、応札者は入札金額を直接入力し、工事費内訳書添付のうえ送信している。送信後は、辞退以外は差し替えや取戻しはできず、一方、市においても、所定の開札時間に開札ボタンを押すまで、応札者も含めて応札内容を確認できない仕様になっている。
② そうすると公告から開札日前まで入札が可能なのか。	○ 昨年度までは、公告から開札の10日前までの間、いつでも応札ができる仕組みとしていた。今年度からは、公告後の質問期間における質疑を確認して応札することで、より適切な積算ができるという観点から、質問期限の翌々日から概ね2日間の間に応札いただく仕組みとした。
③ 質問はメールのやり取りなのか。	○ 具体的には、設計図書に係る疑問や確認事項について質問頂くことが多いが、その場合にはメール若しくはFAXにより質問いただいている。
④ 会津若松市で電子入札を始めたのはいつか。	○ 本市では、平成25年度より予定価格130万円を超える工事の発注に関し電子入札を導入している。

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和2年12月から令和3年3月までに契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況について報告（資料5、資料6、資料7）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<p>① 資料24ページの随意契約となった案件の入札不調の要因を教えてください。</p>	<p>○ 随意契約案件については、まず1回目の入札では応札1者で小計誤りにより全者無効となり、2回目の入札では全者最低制限価格以下の応札で失格し、落札者なしという結果になったもの。</p> <p>おそらく発注規模が小さいこと、施工時期が冬期間ということで、応札者が少なかったと考えている。</p>
<p>② 随意契約になった場合における相手方の選考の基準について教えてください。</p>	<p>○ 手持ち工事の状況、現場との距離、規模等を勘案しながら、工事の設計施工課が受注可能な相手方を調査、選定し、所定様式「随意契約協議書兼指名業者内申書」により決裁を経て決定している。</p>
<p>③ 1回目の入札が無効で2回目の入札が最低制限以下ということでしたが、応札した業者は別の業者ですか。</p>	<p>○ 同一の業者である。</p>
<p>④ 2回の入札後に指名競争入札をするという選択肢もあると思うが、いかがですか。</p>	<p>○ 本市では、工事の遅延により市民生活に影響する等も考慮し、制限付一般競争を2回実施しても落札者がなかった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に移行する運用としている。</p>

【抽出担当委員の選任】

次回会議において、抽出して確認を行う工事案件の選定を担当する委員として、三橋委員が座長より指名され、了承された。

【その他】

事務局より次の3点について説明。

- ・「予定価格の公表時期のあり方の検討」に係る進捗状況について
- ・入札制度を変更する場合の手順について
- ・会津若松広域市町村圏整備組合における新ごみ焼却施設整備・運営事業選定について